

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	児童手当支給関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

甲府市は、児童手当支給関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

児童手当支給関係事務では、運用・保守の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関する契約に含めることで万全を期している。また、内部による不正利用の防止のため、パスワードと生体による二要素認証を導入し、システムの操作者を限定している。

評価実施機関名

甲府市長

公表日

令和5年7月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当支給関係事務
②事務の概要	<p>児童手当法に基づき、児童手当について、申請・認定・異動処理や認定通知書発行などの対象者管理、手当支給時の支給額計算や金融機関への口座振込依頼処理、現況届処理などの年度更新処理を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)及び児童手当法に基づき、以下の事務において、収集および提供を行う。</p> <p>①受給資格者からの認定の請求の受理(児童手当法7条) ②認定の請求に係る事実の審査(児童手当法4条、5条、7条、27条、28条) ③受給資格者への認定その他支給に関する処分についての通知(児童手当法30条) ④父母指定者の届出の受理(児童手当法4条1項2号) ⑤父母指定者の届出に係る事実の審査(児童手当法4条1項2号) ⑥児童手当の額の改定の請求又は届出の受理(児童手当法9条、26条) ⑦児童手当の額の改定の請求又は届出に係る事実の審査(児童手当法9条、26条) ⑧現況の届出の受理(児童手当法26条) ⑨現況の届出に係る事実の審査(児童手当法5条、26条、27条、28条) ⑩氏名等の変更の届出の受理・確認(児童手当法26条) ⑪住所等の変更の届出の受理・確認(児童手当法26条) ⑫受給資格者からの受給事由消滅の届出の受理(児童手当法26条) ⑬受給資格者からの受給事由消滅の届出に係る事実の審査(児童手当法26条) ⑭未支払の児童手当の請求の受理(児童手当法12条、30条) ⑮未支払の児童手当の請求に係る事実の審査(児童手当法12条、30条)</p>
③システムの名称	児童手当システム 団体内統合宛名システム 中間サーバ 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者ファイル、児童ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条および別表第1 第56号 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条各号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報照会) 番号法第19条第8号 同法別表第2第74,75号 主務省令第40条 番号法別表第2第121号 主務省令第59条の4</p> <p>(情報提供) 番号法第19条第8号 同法別表第2第26,30,87号 主務省令第19,44の各条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	甲府市 子ども未来部子育て支援課 400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 問い合わせ先電話番号 055-237-1161(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	甲府市 子ども未来部子育て支援課 400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 問い合わせ先電話番号 055-237-1161(代表)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月12日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月12日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月22日	I 5. ①部署	児童育成課	子ども支援課	事後	
平成29年5月22日	I 5. ②所属長	児童育成課長 長田 和平	子ども支援課長 土屋 光秋	事後	
平成29年5月22日	I 7. 請求先	福祉部児童育成課	子ども未来部子ども支援課	事後	
平成29年5月22日	I 8. 連絡先	福祉部児童育成課	子ども未来部子ども支援課	事後	
平成31年2月4日	I 2. 特定個人情報ファイル名	受給者情報ファイル	受給者ファイル、児童ファイル	事後	
平成31年2月4日	I 3. 個人番号の利用	番号法第9条および別表第1 第56号	番号法第9条および別表第1 第56号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条	事後	
平成31年2月4日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 同法別表第2第26号、第30号、第74号、第75号、第87号	(情報照会) 番号法第19条第7号 同法別表第2第74,75号 主務省令第40条 (情報提供) 番号法第19条第7号 同法別表第2第26,30,87号 主務省令第19,44の各条	事後	
平成31年2月4日	I 5. ②所属長	子ども支援課長 土屋 光秋	子ども支援課長	事後	
令和3年11月16日	I -4-②	(情報照会) 番号法第19条第7号 同法別表第2第74,75号 主務省令第40条 (情報提供) 番号法第19条第7号 同法別表第2第26,30,87号 主務省令第19,44の各条	(情報照会) 番号法第19条第8号 同法別表第2第74,75号 主務省令第40条 (情報提供) 番号法第19条第8号 同法別表第2第26,30,87号 主務省令第19,44の各条	事後	
令和3年11月16日	I -5-①	子ども支援課	子育て支援課	事後	
令和3年11月16日	I -5-②	子ども支援課長	子育て支援課長	事後	
令和3年11月16日	I -7	甲府市 子ども未来部子ども支援課 400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 問い合わせ先電話番号 055-237-1161(代表)	甲府市 子ども未来部子育て支援課 400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 問い合わせ先電話番号 055-237-1161(代表)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月16日	I-8	甲府市 子ども未来部子ども支援課 400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 問い合わせ先電話番号 055-237-1161(代表)	甲府市 子ども未来部子育て支援課 400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号 問い合わせ先電話番号 055-237-1161(代表)	事後	
令和3年11月16日	II-1 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和3年11月16日	II-2 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和3年11月16日	I-3	番号法第9条および別表第1 第56号 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条	番号法第9条および別表第1 第56号 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第44条各号	事後	
令和5年7月26日	I-1-③	児童手当システム 団体内統合宛名システム 中間サーバ	児童手当システム 団体内統合宛名システム 中間サーバ 申請管理システム	事前	
令和5年7月26日	I-4-②	(情報照会) 番号法第19条第8号 同法別表第2第57号 主務省令第31条 (情報提供) 番号法第19条第8号 同法別表第2第13,16,26,30,47,64,65,87,116号 主務省令第12,19,35,36,44の各条	(情報照会) 番号法第19条第8号 同法別表第2第57号 主務省令第31条 番号法別表第2第121号 主務省令第59条の4 (情報提供) 番号法第19条第8号 同法別表第2第13,16,26,30,47,64,65,87,116号 主務省令第12,19,35,36,44の各条	事前	
令和5年7月26日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年10月1日時点	令和5年6月12日時点	事後	
令和5年7月26日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年10月1日時点	令和5年6月12日時点	事後	